|  |
| --- |
| 社会福祉法人　協立福祉会　定款 |
| 第一章 総則  (目的)  第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。  (1)第一種社会福祉事業  （ア）特別養護老人ホームの設置経営  (イ) ケアハウスの設置経営  (2) 第二種社会福祉事業  （ア） 介護老人保健施設の設置経営  (イ) 老人居宅介護等事業  （ウ） 老人短期入所事業  （エ） 老人デイサービス事業  （オ） 小規模多機能型居宅介護事業  （カ）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  障害福祉サービス事業  (名称)  第二条 この法人は、社会福祉法人協立福祉会 という。  (経営の原則)  第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。  (事務所の所在地)  第四条 この法人の事務所を長野県安曇野市豊科高家５２８５番地１１に置く。  ２　前項のほか、従たる事務所を長野県松本市巾上９番２６号に置く。  第二章 評議員  (評議員の定数)  第五条 この法人に評議員７名以上15名以内を置く。  (評議員の選任及び解任)  第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。  ２　評議委員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員２名の合計４名で構成する。  ３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。  ４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。  ５　評議員選任・解任の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。だだし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。  　（評議員の資格）  第七条　社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。  (評議員の任期)  第八条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。  ２　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。  (評議員の報酬等)  第九条　評議員に対して、各年度の総額が５００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支払いの基準に従って算定した額を、報酬として支払うことができる。  ２　評議員に対して費用を弁償することができる。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。  ３　前項に関しての必要な事項は、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。  第三章　評議員会  (構成)  第一〇条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。  　(権限)  第一一条　評議員会は、次の事項について決議する。  (１)　理事及び監事の選任又は解任  (２)　理事及び監事の報酬等の額  (３)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準  (４)　計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認  (５)　公益事業・収益事業に関する重要な事項  (６)　解散  (７) 定款の変更  (８)　残余財産の処分  (９)　基本財産の処分  (10)　社会福祉充実計画の承認  (11)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  (開催)  第一二条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に１回開催するほか必要がある場合に開催する。  ２　評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選によって決める。  　(招集)  第一三条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。  ２　評議員会は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。  　(決議)  第一四条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  ２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。  (１)　監事の解任  (２)　定款の変更  (３)　その他法令で定められた事項  ３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠内に達するまでの者を選任することとする。  ４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。  　(議事録)  第一五条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  ２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。  第四章　役員及び職員  　(役員の定数)  第一六条　この法人には、次の役員を置く。  　(１)　理事６名以上１０名以内  　(２)　監事２名  ２　理事のうち一名を理事長とする。  ３　理事長以外のうち一名を業務執行理事とする。  　(役員の選任)  第一七条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。  ２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。  　(役員の資格)  第一八条　社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。  ２　社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。  　(理事の職務及び権限)  第一九条　理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  ２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。  ３　理事長及び業務執行理事は、４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。  (監事の職務及び権限)  第二〇条監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  ２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。  (役員の任期)  第二一条理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。  ２　理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。  (役員の解任)  第二二条理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。  　(１)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。  　(２)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。  　(役員の報酬)  第二三条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。  　(職員)  第二四条　この法人に、職員を置く。  ２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（老人保健施設及び特別養護老人ホーム施設長（以下「施設長等」という。））は、理事会において、選任及び解任する。  ３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。  第五章　理事会  　(構成)  第二五条　理事会は、全ての理事をもって構成する。  　(権限)  第二六条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。   1. この法人の業務執行の決定 2. 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認 3. 事業計画及び収支予算書の承認 4. 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄) 5. 定款施行細則の決定 6. 従たる事務所、その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 7. 理事の職務の執行の監督 8. 理事長の選定及び解職   　(招集)  第二七条　理事会は、理事長が招集する。  ２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。  ３　理事会に議長を置き、議長は理事長をもってあてる。    (決議)  第二八条　理事会決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  ２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。  （議事録）  第二九条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  ２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。  ３　理事長欠席の際は、出席理事と監事が署名又は記名押印する。  第六章　資産及び会計  　(資産の区分)  第三〇条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。  ２　基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。  （１）長野県安曇野市豊科高家５２８５-９ 　土地1041平方メートル  　　　　　　　安曇野市豊科高家５２８５-11 　土地4500平方メートル  　　　　　　　安曇野市豊科高家５２８５-13 　土地1069平方メートル  　　　　　　　安曇野市豊科高家５２８５-14 　土地1115平方メートル  　　　　　　　安曇野市豊科高家５２８５-15 　土地1016平方メートル  　　　　　　　安曇野市豊科高家５２８５-49 　土地1243平方メートル  　　　　　　　安曇野市豊科高家５２８５-50 　土地1413平方メートル  　　　　　　　安曇野市豊科高家５２８５-52 　土地966平方メートル  　　　　　　　安曇野市豊科高家５２８５-65 　土地106平方メートル  　　　　長野県東筑摩郡山形村字上中原２５２６-1  東筑摩郡山形村字上中原２５３３-5土地(１,０６１.70平方メートル)  長野県塩尻市大字桟敷字五日市538番地1  　　　　　　　塩尻市大字桟敷字五日市538番地1土地(1100.55平方メートル)  （２）長野県安曇野市豊科高家５２８５番地11  ①　所在の鉄筋コンクリート造　陸屋根４階建　老人保健施設あずみの里、特別養  護老人ホームあずみの里、ケアハウスあずみの里  建物　１棟　9806.62平方メートル  　②　コンクリート造　平屋建　老人保健施設あずみの里  　倉庫　1棟　12.53平方メートル  ③　鉄骨造　平家建  建物　1棟　314.89平方メートル  (３)長野県塩尻市桟敷417番地2の1  　 ① 所在の鉄骨造屋根・合金メッキ鋼板葺　2階建  小規模多機能型居宅介護施設・老人デイサービス　５６８.３０平方メートル  (４)長野県塩尻市桟敷権現原５２５番地１  　 ①　所在の鉄骨陸屋根・合金メッキ鋼板板ぶき２階建  　　　特別養護老人ホーム  　　　　　　区分建物　１棟　老人ホーム　１階　１０３２．０７平方メートル  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２階　１０４６．４２平方メートル  ３　その他財産は、基本財産及び公益事業財産以外の財産とする。  ４　公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。  ５　基本財産に指定されて寄附された金品は速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。  (基本財産の処分)  第三一条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、長野県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長野県知事の承認は必要としない。  １　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合  ２　独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)  (資産の管理)  第三二条　この法人の資産は理事会の定める方法により、理事長が管理する。  ２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。  　(事業計画及び収支予算)  第三三条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。  ２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。  　(事業報告及び決算)  第三四条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。  　(１)　事業報告  　(２)　事業報告の附属明細書  　(３)　貸借対照表  　(４)　収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)  　(５)　貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書  　(６)　財産目録  ２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。  ３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また従たる事務所に３年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款で定める主たる事務所及び従たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。  　(１)　監査報告  　(２)　理事及び監事並びに評議員の名簿  　(３)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類  　(４)　事業の概要等を記載した書類  　(会計年度)  第三五条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。  (会計処理の基準)  第三六条　この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。  （臨機の措置）  第三七条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。  第七章 公益を目的とする事業  （種別）  第三八条 　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。  　 (１) 有料老人ホームの設置経営  　 (２) 特定施設入居者生活介護事業  ２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。  第八章　解散  　（解散）  第三九条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。  　（残余財産の帰属）  第四〇条　解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は、評議員会の決議得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。  　（保有する株式に係る決議権の行使）  第四一条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る決議権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。  第九章　定款の変更  　（定款の変更）  第四二条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長野県知事の認可(社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く)を受けなければならない。  ２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長野県知事に届け出なければならない。  第一〇章　公告の方法その他  　（広告の方法）  第四三条　この法人の公告は、社会福祉法人協立福祉会の掲示場に掲示するとともに官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。  　（施行細則）  第四四条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。  （附則）  この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。  理事長 宇留賀 行雄  理 事 中根 叡子  〃 北見 嘉昭  〃 坂井 統一  〃 武田 淳  〃 田中 嘉典  〃 奥村 厚  〃 高山 輝子  〃 神保 美智子  〃 塩原 秀治  監 事 丸山 卓  〃 宮崎 栄一  （附則）  　この定款は、２０１７（平成２９）年４月１日から施行する。  （附則）  この定款は、平成10年7月30日に設立認可  平成11年5月25日に一部変更認可　平成11年6月24日に一部変更認可  平成13年11月29日に一部変更認可  平成15年6月4日に一部変更認可　平成15年10月29日に一部変更認可  平成17年6月15日に一部変更許可　平成18年1月26日に一部変更許可  平成19年5月25日に一部変更許可　平成19年6月25日に一部変更許可  平成20年6月25日に一部変更許可  平成24年7月1日に一部変更許可  　　　　　 平成29年3月29日に一部変更許可  　　　　　 平成31年4月24日に一部変更許可  　　　　　 令和 2 年12月2日に一部変更認可  　　　　　　令和4年3月8日に一部変更認可  　　　　　　令和6年6月26日に一部変更認可 |